

社会福祉法人 大槌町社会福祉協議会  
役員等の報酬および旅費規程

	平成 2年	3月28日	制定
(沿革)	平成 5年	9月 4日	一部改正
	平成12年	3月29日	一部改正
	平成15年	3月28日	一部改正
	平成21年	3月26日	一部改正
	平成29年	6月26日	一部改正

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人大槌町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の役員等に対する報酬および旅費に関する事項を定めることを目的とする。

(役 員 等)

第2条 前条に規定する役員等とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 理事・監事
- (2) 評議員
- (3) 各種部会・委員会等の委員
- (4) その他会長が必要と認めた者

(報 酬)

第3条 役員等には、勤務形態に応じて次のとおり報酬等を支給する。

- (1) 会長、副会長、常務理事の報酬は、別表1に定めるところによる。
  - (2) 非常勤役員等が理事会及び委員会等に出席したとき又は、監事が監査に出席したときは、別表1の報酬を支給する。
- 2 大槌町の一般職員が前条に定める役員に就任した場合は、報酬は支給しないものとする。

(旅 費)

第4条 役員等が職務のため出張したときは、職員旅費規程に基づいた旅費を支給することができる。

- 2 特別な理由により前項の規定により難しい場合は、その都度会長が定めることにする。

(旅費の支給方法)

第5条 前条に規定する旅行が、研修、視察を目的とする場合の費用弁償については、打ち切り旅費として支給することができる。

別表 1

区分	報酬の額	
	月額	日額
会長	40,000円	
副会長	10,000円	
常務理事	240,000円	
会長、副会長、常務理事以外の理事、監事及び評議員		5,000円（監事が監査及び出納検査に出席したときは、7,000円）
会長が委嘱した各種委員会委員等		3,000円

附 則

1. この規程は、平成 5 年 9 月 4 日から施行する。  
ただし、副会長の報酬については平成 6 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

1. この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1. この規程は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1. この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1. この規程は、平成 29 年 6 月 26 日から施行し、平成 29 年 7 月 1 日から適用する。